

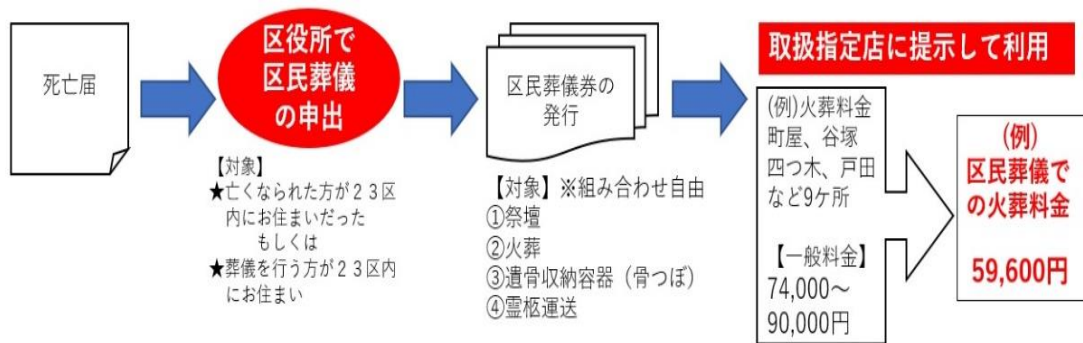
区民委員会陳情説明資料

令和8年4月14日

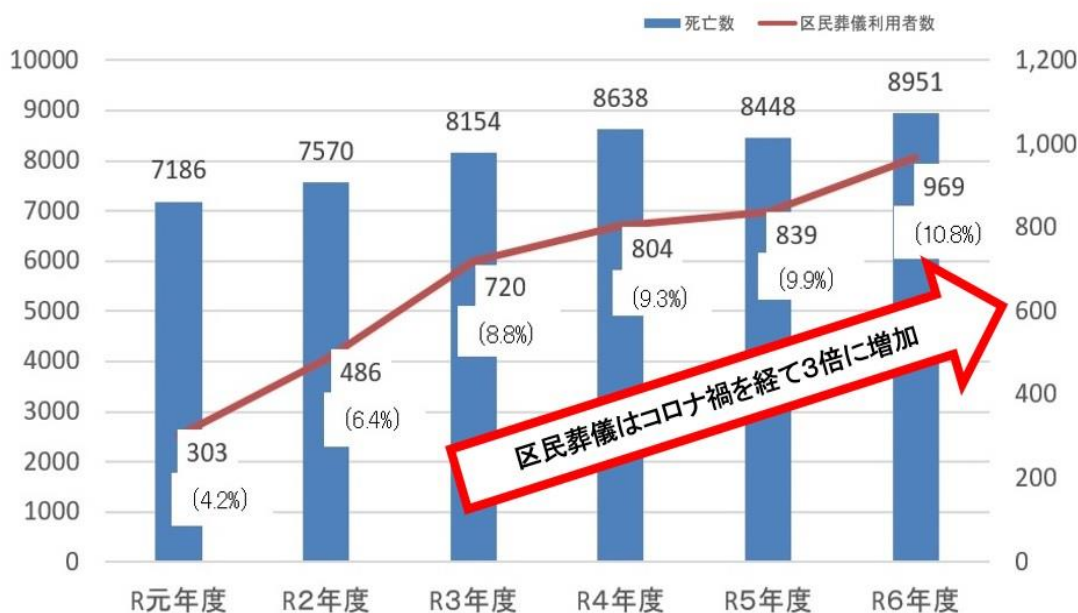
| 件名 | 頁 |
|---|---|
| 1 受理番号2 区民の平等性を著しく欠く「区民葬儀における新たな助成制度」に関する陳情 | 2 |

(区民部)

| | |
|--------|--|
| 件名 | 受理番号 2 区民の平等性を著しく欠く「区民葬儀における新たな助成制度」に関する陳情 |
| 所管部課名 | 区民部戸籍住民課 |
| 陳情の要旨 | 令和8年1月16日に公表された「特別区区民葬儀における新たな助成制度」について、行政サービスの根幹である「公平性」および「福祉的意義」の観点から看過できない問題があり、改善を求める。 |
| 陳情者等 | 請願文書表のとおり |
| 内容及び経過 | <p>令和8年1月16日、特別区長会は「特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」という）における新たな助成制度の創設」についてプレス発表した。特別区長会での決定事項として、足立区も、区民葬儀を利用した場合に対象となる火葬場の料金の一部について、令和8年4月1日に助成を開始した。</p> <p>1 区民葬儀について</p> <p>(1) 区民葬儀は、区民の葬儀費用の負担軽減のため、特別区区民葬儀実施要領（昭和40年8月19日策定）に基づき、全東京葬祭業協同組合連合会（以下「協同組合」という）に加盟する区民葬儀取扱業者と特別区とで特別区区民葬儀運営協議会を設置し、実施している。</p> <p>(2) 協同組合によると、加入については「区民に低廉かつ簡素な形式の葬儀を確実に提供するには、組合加入にあたり一定の基準が必要であり、加入申請があった場合は営業実態等の審査を行い、適正な業者であれば拒むものではなく、組合加入の門戸は開かれている」としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>特別区での取扱店（加盟店）</u> 特別区内葬儀店 <u>のうち248店 約25%が加盟</u>（注1） （注1）特別区調べ</p> <p>② <u>足立区での取扱店（加盟店）</u> 区内葬儀店 <u>約160店</u>（注2）のうち13店 <u>約8%が加盟</u> （注2）インターネット検索調べ</p> </div> <p>(3) 区役所での死亡届提出・火葬許可申請の際に、窓口で区民葬儀券を利用希望者に発行する。</p> <p>区民葬儀券には、祭壇、霊柩車、火葬、遺骨収納容器の4種類のメニューがあり、利用者が取捨選択のうえ組み合わせて区民葬儀取扱指定店に提示し利用する。</p> <p>※ 足立区における発行数 令和6年度 969件</p> |



足立区の年間死亡数と区民葬儀利用者との関係について



2 助成制度創設の経緯

- (1) 令和7年8月1日、東京博善株式会社が以下について公表した。
 - ア 令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める。
 - イ 火葬料の一般料金を90,000円から87,000円に値下げする。
- (2) 令和7年8月1日、特別区長会は、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること、及び火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から総合的に判断し、「特別区区民葬儀における助成制度の創設について」を公表した。
- (3) 令和8年1月16日、特別区長会は、区民葬儀利用者のうち特別区が指定する民間火葬場において最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を、令和8年4月から開始すると公表した。

3 助成制度の概要

(1) 支給要件（以下のすべてを満たすこと）

- ア 区民葬儀メニューの中から、祭壇（棺のみの利用も含む）または霊柩車のうち1つ以上を利用した
- イ 「特別区が指定する民間火葬場」を利用し、最も低廉な火葬料金を支払った
- ウ 逝去者の住民登録が、死亡日において23区内にあった（住民登録があった区が申請先）
ただし、逝去者の住民登録が特別区外であっても、火葬費用を負担した方が23区内に住民登録があれば支給対象とする（火葬を執り行った日に住民登録がある区が申請先）

(2) 「特別区が指定する民間火葬場」

東京博善株式会社が運営する、町屋斎場、四ツ木斎場、落合斎場、代々幡斎場、桐ヶ谷斎場、堀ノ内斎場の6火葬場

(3) 助成限度額

- ア 大人 27,000円 小人(満6歳以下) 15,000円

(算出根拠) 大人の場合

特別区内の公営及び区民葬儀取扱業者である民間火葬場の一般料金の平均額87,000円と、区民葬儀の火葬料金59,600円との差額から1,000円未満を切り捨てた額。

ただし、実際に支払った額と59,600円との差額が助成限度額に達しない場合は、その額を助成額とする。

(4) 申請方法等（基本的な方法）

助成金交付申請書、火葬場が発行した領収書、利用した区民葬儀メニューがわかる葬儀社が発行した領収書を、足立区の場合は戸籍住民課に持参。本人確認のうえで、後日、金融機関口座に振込む。

(5) 足立区における助成申請見込み数

令和8年度 739件

【足立区近隣の火葬場における火葬料金（令和8年4月1日以降）】

| 火葬場 | 一般料金 | 区民葬儀料金 | 助成後負担額 |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 東京博善株式会社 町屋斎場、四ツ木斎場 | 87,000円 | 適用無し | 60,000円 |
| 聖典株式会社 谷塚斎場 | 74,000円 | 59,600円 | |

※ 足立区の区民葬儀利用者の約5割が東京博善株式会社の火葬場（町屋、四ツ木）を利用しており、区民葬儀取り止めの影響が大きいと言える